

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) (抄)	1
○ 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) (抄)	70
○ 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号) (抄)	72
○ 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) (抄)	75

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個体等の取扱いに関する規制</p> <p>第一節 個体等の所有者の義務等（第七条・第八条）</p> <p>第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止（第九条―第十九条）</p> <p>第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等（第二十条―第二十九条）</p> <p>第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制</p> <p>第一款 特定国内種事業の規制（第三十条―第三十三条）</p> <p>第二款 特定国際種事業等の規制（第三十三条の二―第三十三条の二十二）</p> <p>第三款 第三条の二十二</p> <p>第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第三十三条の二十三―第三十三条の三十三）</p> <p>第三章 生息地等の保護に関する規制</p> <p>第一節 土地の所有者の義務等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第二節 生息地等保護区（第三十六条―第四十四条）</p> <p>第四章 保護増殖事業（第四十五条―第四十八条の三）</p> <p>第五章 認定希少種保全動物園等（第四十八条の四―第四十八条の十一）</p> <p>第六章 雑則（第四十九条―第五十七条）</p> <p>第七章 罰則（第五十七条の二―第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>（責務）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個体等の取扱いに関する規制</p> <p>第一節 個体等の所有者の義務等（第七条・第八条）</p> <p>第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止（第九条―第十九条）</p> <p>第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等（第二十条―第二十九条）</p> <p>第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制</p> <p>第一款 特定国内種事業の規制（第三十条―第三十三条）</p> <p>第二款 特定国際種事業の規制（第三十三条の二―第三十三条の五）</p> <p>第三款 第三条の五</p> <p>第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第三十三条の六―第三十三条の十五）</p> <p>第三章 生息地等の保護に関する規制</p> <p>第一節 土地の所有者の義務等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第二節 生息地等保護区（第三十六条―第四十四条）</p> <p>第四章 保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）</p> <p>第五章 雑則（第四十九条―第五十七条）</p> <p>第六章 罰則（第五十七条の二―第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>（責務）</p>

第二条 (略)

2 (略)

3 動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培(以下「飼養等」という。)及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの(以下「動物園等」という。)を設置し、又は管理する者は、動物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

4 国民は、第一項及び第二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

(定義等)

第四条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一・二 (略)

第二条 (略)

2 (略)

(新設)

3 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

(定義等)

第四条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一・二 (略)

6| この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一| 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二| 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三| 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四| 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

7| 環境大臣は、第三項から前項までの政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学識経験者を有する者の意見を聴かなければならない。

(希少野生動植物種保存基本方針)

第六条 (略)

2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三| 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

6| 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(希少野生動植物種保存基本方針)

第六条 (略)

2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

<p>四〇六 (略)</p>	<p>七 第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項</p>	<p>八 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>5 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。</p>	<p>6 (略)</p> <p>(捕獲等の禁止)</p> <p>第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(捕獲等の許可)</p> <p>第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国</p>
<p>三〇五 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>六 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(捕獲等の禁止)</p> <p>第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(捕獲等の許可)</p> <p>第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国</p>

内希少野生動植物種等（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。第三項第二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。）の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

一 (略)

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての許可 特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

5 (略)

10 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(捕獲等の規制に係る措置命令等)

第十一条 環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に

内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

一 (略)

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての許可 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

5 (略)

10 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第十一条 (新設)

係る国内希少野生動植物種等の生きている個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2| 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

3| 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての前条第一項の許可を受けた者 特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

4| 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

(新設)

環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての前条第一項の許可を受けた者 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

2| 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 前項第二号に掲げる者 特定第一種国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき。

5| 環境大臣は、第三項第二号に掲げる者に対し、同項の規定による命令をし、又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

三 販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

四 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合

(第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等(第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」という。)を、同項に規定する特別国際種事業(第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。)として譲り渡し、又は引き渡

二 前項第二号に掲げる者 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき。

3| 環境大臣は、第一項第二号に掲げる者に対し、同項の規定による命令をし、又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

(新設)

三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合

す場合を除く。）

五| 第九条第三号に掲げる場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合

六| 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合

七| 第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者（第十七条第二号において単に「特別国際種事業者」という。）が、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

八・九

2 環境大臣は、前項第八号又は第九号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（譲渡し等の許可）

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第九号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 3 4 （略）

（譲渡し等の規制に係る措置命令）

第十四条 環境大臣は、第十二条第一項の規定に違反して希少野生

四| 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合

五| 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合

（新設）

六・七

2 環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

（譲渡し等の許可）

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 3 4 （略）

（譲渡し等許可者に対する措置命令）

第十四条 （新設）

動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る希少野生動植物種の個体等を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

3 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(輸出入の禁止)

第十五条 特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(新設)

環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(違法輸入者に対する措置命令等)

第十六条 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体等を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者からその個体等がその承認を受けずに輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体等の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

3 (略)

(陳列又は広告の禁止)
第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(違法輸入者に対する措置命令等)

第十六条 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体等を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者からその個体等がその承認を受けずに輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体等の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

3 (略)

(陳列又は広告の禁止)
第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼす

一 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等（特別特定器官等を除く。）、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

二 特別特定器官等の陳列又は広告をする場合（特別国際種事業者以外の者が特別国際種事業として陳列又は広告をする場合を除く。）

（報告徴収及び立入検査）

第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 （略）

二 環境大臣及び経済産業大臣 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

おそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。

（新設）

（報告徴収及び立入検査）

第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 （略）

二 環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

三 経済産業大臣 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2・3 (略)

(個体等の登録)

第二十条 (略)

2 前項の登録(第二十条の三第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあつては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置(個体等に割り当てられた番号(第四項第三号及び第二十一条第六項において「個体識別番号」という。))を識別するための措置であつて、国際希少野生動植物種ごとに環境省令で定めるものに限る。第七項、第二十一条第六項及び第二十二條の二において同じ。)

五 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 (略)

4 前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定め

三 経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2・3 (略)

(個体等の登録)

第二十条 (略)

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 (略)

4 前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定め

る様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三| 登録をした個体等に係る個体識別番号

四| 登録年月日

五| 次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあつては、その満了の日

六| 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5| 環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

6| (略)

7| 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第四号に掲げる個体識別措置を変更したときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

8| 環境大臣は、前二項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。

9| 12| (略)

(登録の更新)

る様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三| 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

(新設)

5| (略)

(新設)

6| 環境大臣は、前項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。

7| 10| (略)

(新設)

第二十条の二 登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごとに、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（原材料器官等に係る事前登録）
第二十条の三 （略）

2 前項の登録（以下この節において「事前登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3 （略）

4 第二十条第十二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（原材料器官等に係る事前登録）
第二十条の二 （略）

2 前項の登録（以下この節、第五十八条第三号及び第五十九条第二号において「事前登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3 （略）

4 前条第十項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

(事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の四 (略)

2 5 7 (略)

(登録個体等及び登録票等の管理等)

第二十一条 登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という。)に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証(以下この章において「登録票等」という。)を備え付けておかなければならない。ただし、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付又は第二十条の二第一項の登録の更新の申請をしたときは、その申請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。

2 5 (略)

6 登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

(登録票等の返納等)

第二十二条 登録票等(第三号に掲げる場合にあつては、回復した登録票)は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その日から起算して、登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

(事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の三 (略)

2 5 7 (略)

(登録個体等及び登録票等の管理等)

第二十一条 登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という。)に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証(以下この章において「登録票等」という。)を備え付けておかなければならない。ただし、第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付の申請をしたときは、その申請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。

2 5 (略)

(新設)

(登録票等の返納等)

第二十二条 登録票等(第三号に掲げる場合にあつては、回復した登録票)は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その日から起算して、登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

一 (略)

二 登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合(同条第六項の変更登録の申請をした場合を除く。)

三 第二十条第十項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

四 第二十条の二第一項に規定する登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

2 第二十条第十項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことよって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

3 返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができる。

(登録等の取消し)

第二十二條の二 環境大臣は、登録等、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付、同条第十項(前条第二項において準用する場合を含む。)の登録票の再交付若しくは第二十条の二第一項の登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者が第二十条第七項の規定に違反したとき、又は登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものが第二十一条第六

一 (略)

二 登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合(同条第五項の変更登録の申請をした場合を除く。)

三 第二十条第八項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

(新設)

2 第二十条第八項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことよって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

(新設)

(新設)

項の規定に違反して占有者に取り扱われたと認めるときは、当該登録等を取り消すことができる。

(個体等登録機関)

第二十三条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から第二十二条まで（第二十条の第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「個体等登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者（以下「個体等登録機関」という。）があるときは、その個体等登録機関に行わせるものとする。

2 前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、個体等登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合してい

(登録機関)

第二十三条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで（第二十条の第三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者（以下「登録機関」という。）があるときは、その登録機関に行わせるものとする。

2 前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合してい

るときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 個体等登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが個体等登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとくに、それぞれ二名以上であること。

イ・ロ (略)

二 (略)

5 機関登録は、個体等登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 〽三 (略)

6 環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する個体等登録関係事務を行わないものとする。

7 個体等登録機関がその個体等登録関係事務を行う場合における第二十条から第二十二条までの規定の適用については、第二十条第一項中「環境大臣」とあるのは「個体等登録機関(第二十三条第一項に規定する個体等登録機関をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。)」と、第二十条第二項から第十一項まで(第四項を除く。)、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項から第三項まで、第二十条の四(第一項を除く。)、第二十一条第五項及び第二十二条中「環境大臣」とあるのは「個体等登録機関」とする。

(個体等登録機関の遵守事項等)

るときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとくに、それぞれ二名以上であること。

イ・ロ (略)

二 (略)

5 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 〽三 (略)

6 環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する登録関係事務を行わないものとする。

7 登録機関がその登録関係事務を行う場合における第二十条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「登録機関」とする。

(登録機関の遵守事項等)

第二十四条 個体等登録機関は、個体等登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、個体等登録関係事務を実施しなければならない。

2 個体等登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により個体等登録関係事務を実施しなければならない。

3 個体等登録機関は、前条第五項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならぬ。ただし、環境省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

5 個体等登録機関は、その個体等登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その個体等登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 個体等登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

7 登録等を受けようとする者その他の利害関係人は、個体等登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

第二十四条 登録機関は、登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録関係事務を実施しなければならない。

2 登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により登録関係事務を実施しなければならない。

3 登録機関は、登録関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

（新設）

4 登録機関は、その登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。た

きる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、個体等登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〇四 (略)

8 個体等登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、個体等登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

9 個体等登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、その個体等登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

10 環境大臣は、個体等登録機関が前項の許可を受けてその個体等登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により個体等登録機関に対し個体等登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は個体等登録機関が天災その他の事由によりその個体等登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その個体等登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

11 環境大臣が前項の規定により個体等登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、個体等登録機関が第九項の許可を受けてその個体等登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合における個体等登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十五条 個体等登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職に

だし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〇四 (略)

7 登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

9 環境大臣は、登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

10 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録機関が第八項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十五条 登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた

あつた者は、その個体等登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 個体等登録関係事務に従事する個体等登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（個体等登録機関に対する適合命令等）

第二十六条 環境大臣は、個体等登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その個体等登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、個体等登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その個体等登録機関に対し、個体等登録関係事務を実施すべきこと又は個体等登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、第二十四条第五項の規程が個体等登録関係事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣は、個体等登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣は、個体等登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて個体等登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（登録機関に対する適合命令等）

第二十六条 環境大臣は、登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録機関に対し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣は、登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。

二 第二十四条第五項の規程によらないで個体等登録関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(個体等登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十八条 個体等登録機関が行う個体等登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、個体等登録機関の上級行政庁とみなす。

(公示)

第二十八条の二 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報

一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第二十四条第四項の規程によらないで登録関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十八条 登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。

(公示)

第二十八条の二 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報

に公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十四条第九項の規定による許可をしたとき。

四 第二十四条第十項の規定により環境大臣が個体等登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた個体等登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により個体等登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合)に納めなければならない。

一 (略)

二 第二十条第六項若しくは第七項の変更登録又は同条第九項の登録票の書換交付を受けようとする者

三 (略)

四 第二十条の二第一項の登録の更新を受けようとする者

2 前項の規定により個体等登録機関に納められた手数料は、個体等登録機関の収入とする。

に公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十四条第八項の規定による許可をしたとき。

四 第二十四条第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(登録機関が登録関係事務を行う場合)に納めなければならない。

一 (略)

二 第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付を受けようとする者

三 (略)

(新設)

2 前項の規定により登録機関に納められた手数料は、登録機関の収入とする。

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業等の規制

第一款 特定国内種事業の規制

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を行うための施設の名称及び所在地

三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

四 (略)

2 (略)

3 環境大臣及び農林水産大臣は、第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、その届出をした者の氏名又は名称及び住所並びにその番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

4・5 (略)

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

第一款 特定国内種事業の規制

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を行うための施設の名称及び所在地

三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定国内希少野生動植物種

四 (略)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

6 第三項及び前項の規定は第二項の規定による届出について、第四項の規定は第二項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と、第四項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関する特定第一種国内希少野生動物種の個体等の譲受け又は引取りをするときは、その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一 三 (略)

2 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定第一種国内希少野生動物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関する特定第一種国内希少野生動物種の個体等の陳列又は広告をするときは、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出に

5 第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定国内種事業を行う者の遵守事項)

第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関する特定国内希少野生動物種の個体等の譲受け又は引取りをするときは、その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一 三 (略)

2 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定国内希少野生動物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

(新設)

係る番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を表示しなければならぬ。

4 前三項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは、「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定国内種事業を行う者に対する指示等)

第三十二条 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前条第一項から第三項までの規定に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国内種事業に係る特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは、「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定国内種事業を行う者に対する指示等)

第三十二条 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国内種事業に係る特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第二款 特定国際種事業等の規制

(特定国際種事業の届出)

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等
(第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。以下この条から第三十三条の四までにおいて同じ。)であつてその形態、大きさその他の事項に關し特定器官等の種別に應じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に應じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種関係大臣」という。)に届け出なければならぬ。

一(四) (略)

(特定国際種事業者の遵守事項)

第三十三条の三 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者(以下「特定国際種事業者」という。)は、その特定国際種事業に關し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の二十三第二項の管理票が付されてない場合にあつては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2 特定国際種事業者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

第二款 特定国際種事業の規制

(特定国際種事業の届出)

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に關し特定器官等の種別に應じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に應じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種関係大臣」という。)に届け出なければならぬ。

一(四) (略)

(特定国際種事業者の遵守事項)

第三十三条の三 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に關し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の六第一項の管理票が付されてない場合にあつては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

(特定国際種事業者に対する指示等)

第三十三條の四 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業者が前條の規定又は次條において準用する第三十一條第三項の規定に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第三十三條の五 第三十條第三項及び第五項の規定は第三十三條の二の規定による届出について、第三十條第四項及び第三十一條第三項の規定は第三十三條の二の規定による届出をした者について、第三十三條第一項、第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、第三十條第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣(第三十三條の二に規定する特定国際種関係大臣をいう。以下この項から第五項まで、次條第三項並びに第三十三條第一項において同じ。)」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、同條第四項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業(第三十三條の二に規定する特定国際種事業をいう。次條第三項において同じ。)」と、「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と、同條第五項中「環境

(特定国際種事業者を行う者に対する指示等)

第三十三條の四 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三條の二の規定による届出をして特定国際種事業者を行う者が前條の規定に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、同條の規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三條の二の規定による届出をして特定国際種事業者を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第三十三條の五 第三十條第三項の規定は第三十三條の二の規定による届出をした者について、第三十條第四項の規定は第三十三條の二の規定による届出について、第三十三條第一項、第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、第三十條第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と、同條第四項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三條第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十一条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「特定第一種国内希少野生動物種の個体等」とあるのは「特定器官等（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。）であつて第三十三条の二の政令で定める要件に該当するもの」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

（特別国際種事業者の登録）

第三十三条の六 譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に關し特定器官等の種別に應じて政令で定める要件に該当するもの（以下この章において「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡し（以下この章において「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に應じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び特別国際種関係大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特別特定器官等の譲渡し又は引渡し（新設）の業務を行うための施設の名称及び所在地

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

<p>三 譲渡し又は引渡し業務の対象とする特別特定器官等の種別</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>3 前項の申請書には、第一項の登録を受けようとする者が現に占有している原材料器官等であつて特定器官等に該当しないものうち環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものの全てが第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新又は第二十条の三第一項の事前登録を受けたものであることを証する書類を添付しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書の提出があつたときは、第六項の規定により登録を拒否する場合を除き、第二項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を申請者に通知しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>(新設)</p>
<p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること</p>	<p>(新設)</p>

がなくなった日から五年を経過しない者

三 第三十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消
しの日から五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年
法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に
規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれか
に該当する者があるもの

六 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であつて、その
法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

7 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録を
拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者
に通知しなければならない。

（特別国際種事業者の変更の届出等）

第三十三条の七 前条第一項の登録を受けた者（以下「特別国際種
事業者」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項について変
更があつたときは、その日から起算して三十日を経過するまでの
間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なけれ
ばならない。ただし、その変更が環境大臣及び特別国際種関係大
臣の発する命令で定める軽微な変更であるときは、この限りでな
い。

2 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定による変更の
届出を受理したときは、その届出があつた事項を前条第四項の特
別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(特別国際種事業者登録簿の記載事項の公表)

第三十三条の八 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第四項の特別国際種事業者登録簿に記載された事項のうち、氏名又は名称及び登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を公表しなければならない。

(特別国際種事業者の廃止の届出)

第三十三条の九 特別国際種事業者がその特別国際種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

(特別国際種事業者の登録の更新)

第三十三条の十 第三十三条の六第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2| 第三十三条の六第二項から第七項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3| 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4| 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(特別国際種事業者の遵守事項)

第三十三条の十一 特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特別特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特別特定器官等に第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票が付されていない場合にあつては、その譲渡人又は引渡人からその特別特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2

特別国際種事業者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特別特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3

特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の陳列又は広告をするときは、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第五項の規定により通知された登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を表示しなければならない。

(特別国際種事業者に対する措置命令)

第三十三条の十二 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、その特別国際種事業を適正化させ希少野生動植物種の保存に資するため必要があるとき、特別国際種事業者に対し、この法律の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特別国際種事業者の登録の取消し等)

第三十三条の十三 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、特別国際種事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けたとき。

三 第三十三条の六第六項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 虚偽の事項を記載した第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票を作成したとき。

(報告徴収及び立入検査)

第三十三条の十四 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、特別国際種事業者と取引する者に対し、当該特別国際種事業者の業務又は財産に関する参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業登録機関)

第三十三条の十五 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六から第三十三条の十までに規定する環境大臣及び特別国際種関係大臣の事務（以下「事業登録関係事務」という。）について、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「事業登録機関」という。）があるときは、事業登録機関に行わせるものとする。

2 前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、事業登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

(新設)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

(新設)

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(新設)

二 第三十三条の十八第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

(新設)

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(新設)

4 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた者がなく、かつ、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合してい

(新設)

るときは、機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特別特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四名以上であること。

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、特別国際種事業を行う者がその親法人であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特別国際種事業を行う者の役員又は職員であつた者を含む。）があること。

5 機関登録は、事業登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

臣の発する命令で定める事項

6| 事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合における第三十三
条の六から第三十三条の九までの規定の適用については、第三十
三条の六第一項中「環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて
政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」
という。）」とあるのは「事業登録機関（第三十三条の十五第
一項に規定する事業登録機関をいう。以下この条から第三十三
条の九までにおいて同じ。）」と、同条第二項中「環境大臣及
び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同
条第四項から第七項までの規定中「環境大臣及び特別国際種関係
大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の七第一項中
「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機
関に」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と
あるのは「事業登録機関」と、第三十三条の八第一項中「環境大
臣及び特別国際種関係大臣は」とあるのは「事業登録機関は」と
、第三十三条の九中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とある
のは「事業登録機関」とする。

（事業登録機関の遵守事項）

第三十三条の十六 事業登録機関は、事業登録関係事務を実施する
ことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞な
く、事業登録関係事務を実施しなければならない。

2| 事業登録機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特別国際種関係
大臣の発する命令で定める方法により事業登録関係事務を実施し
なければならない。

3| 事業登録機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を
変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに
、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ただし、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4 事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣及び特別国際種関係大臣にその旨を届け出なければならぬ。

5 事業登録機関は、事業登録関係事務の開始前に、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、事業登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特別国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 事業登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

7 第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者その他の利害関係人は、事業登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、事業登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(新設)

8 事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、事業登録関係事務に関し環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(新設)

9 事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の許可を受けなければ、事業登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(新設)

(秘密保持義務等)
第三十三条の十七 事業登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、事業登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らすてはならない。

(新設)

2 事業登録関係事務に従事する事業登録機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(新設)

(事業登録機関に対する適合命令等)

(新設)

第三十三条の十八 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、事業登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三

(新設)

条の十六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、事業登録機関に対し、事業登録関係事務を実施すべきこと又は事業登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第三十三条の十六第五項の規程が事業登録関係事務の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、機関登録を取り消し、又は期間を定めて事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条の十六第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。

二 第三十三条の十六第五項の規程によらないで事業登録関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三十三条の十六第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(事業登録機関がした処分等に係る審査請求)

第三十三条の十九 事業登録機関が行う事業登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特別国際関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特別国際関係大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業登録機関の上級行政庁とみなす。

(公示)

第三十三条の二十 環境大臣及び特別国際関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第三十三条の十六第三項の規定による届出があつたとき。

三 第三十三条の十六第九項の規定による許可をしたとき。

四 第三十三条の二十二において準用する第二十四条第十項の規定により環境大臣及び特別国際関係大臣が事業登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた事業登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十八第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第三十三条の二十一 第三十三条の六第一項の登録を受けようとする

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る者又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあつては、事業登録機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により事業登録機関に納められた手数料は、事業登録機関の収入とする。

（準用）

第三十三条の二十二 第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、第二十三条第六項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際関係大臣（第三十三条の六第一項に規定する特別国際関係大臣をいう。次条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」と、第二十四条第十項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際関係大臣」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際関係大臣」と、「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特別国際関係大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三条の二十三 特別国際種事業者は、その特別国際種事業に關し次の各号のいずれかに該当する場合には、環境大臣及び特別国際関係大臣の発する命令で定めるところにより、特別特定器官等（政令で定める要件に該当するものに限る。以下この項にお

（新設）

（新設）

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三条の六 第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に關し次の各号のいずれかに該当する場合には、環境大臣及び特定国際関係大臣の発する命令で定めるところにより、特定器官等（次条第一項の製品の

いて同じ。)の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成しなければならない。

一 その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により特別特定器官等を得た場合

二 その特別特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特別特定器官等の分割により新たに特別特定器官等を得た場合

三 前二号に掲げるもののほか、適法に取得した特別特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める場合

2

特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、その特定国際種事業又は特別国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合作業に限り、環境大臣、特定国際種関係大臣及び特別国際種関係大臣(以下この節において「環境大臣等」という。)の発する命令で定めるところにより、特定器官等(特別特定器官等のうち前項の政令で定める要件に該当するものを除き、第三十三条の二十五第一項の製品の原材料となるものに限る。以下この項において同じ。)の管理票を作成することができる。

一 その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二 その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の

原材料となるものに限る。)の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成することができる。

一 その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二 その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三 前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

(新設)

(新設)

(新設)

譲渡し又は引渡しをする場合

三 前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣等の発する命令で定める場合

3 前二項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにしなければならない。

4 第一項及び第二項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにしなければならない。

5 特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、第一項又は第二項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しをした場合には、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、第一項又は第二項の管理票の写しを保存しなければならない。

6 環境大臣等は、特定国際種事業者が第二項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

(管理票の作成の制限)

第三十三条の二十四 何人も、前条第一項各号又は第二項各号のいづれかに該当する場合のほか、同条第一項又は第二項の管理票を作成してはならない。

(適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定)

第三十三条の二十五 環境大臣等は、原材料器官等を原材料として

(新設)

2 前項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにするものとする。

3 第一項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにするものとする。

(新設)

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業を行う者が第一項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

(新設)

(適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定)

第三十三条の七 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、原材料器官

製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2 前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一 申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し第三十三条の二十三第一項又は第二項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣等の発する命令で定める場合

3 環境大臣等は、第一項の認定をしたときは、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標章に關し必要な事項は、環境大臣等の発する命令で定める。

等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2 前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一 申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し前条第一項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第一項の認定をしたときは、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標章に關し必要な事項は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

(認定機関)

第三十三条の二十六 環境大臣等は、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣等の事務（以下「認定関係事務」という。）について、環境大臣等の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第三十三条の二十九第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 環境大臣等は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣等の発する命令で定める。

一 (略)

(認定機関)

第三十三条の八 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣及び特定国際種関係大臣の事務（以下「認定関係事務」という。）について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十三条の十一第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 (略)

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定国際種事業又は特別国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を行う者がその親法人であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、特定国際種事業又は特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定国際種事業又は特別国際種事業を行う者の役員又は職員であつた者を含む。）があること。

5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣等の発する命令で定める事項

6 認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「環境大臣等」とあるのは「認定機関（次条第一項に規定する認定機関をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「環境大臣等は」とあるのは「認定機関は」とする。

(認定機関の遵守事項)
第三十三条の二十七 (略)

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を行う者がその親法人であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定国際種事業を行う者の役員又は職員であつた者を含む。）があること。

5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項

6 認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは、「認定機関は」とする。

(認定機関の遵守事項)
第三十三条の九 (略)

2 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣等の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。

3 認定機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣等に届け出なければならぬ。ただし、環境大臣等の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4 認定機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣等にその旨を届け出なければならない。

5 認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 (略)

7 第三十三条の二十五第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二 (略)

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣等の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。

3 認定機関は、認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特定国際種関係大臣に届け出なければならない。

(新設)

4 認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 (略)

6 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二 (略)

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣等の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

8 認定機関は、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣等の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

9 認定機関は、環境大臣等の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務等)
第三十三条の二十八 (略)

2 (略)

(認定機関に対する適合命令等)

第三十三条の二十九 環境大臣等は、認定機関が第三十三条の二十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣等は、認定機関が第三十三条の二十七第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務等)
第三十三条の十一 (略)

2 (略)

(認定機関に対する適合命令等)

第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣等は、第三十三条の二十七第五項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣等は、認定機関が第三十三条の二十六第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならぬ。

5 環境大臣等は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条の二十七第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。

二 第三十三条の二十七第五項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三十三条の二十七第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

(認定機関がした処分等に係る審査請求)

第三十三条の三十 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣等に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣等は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第

できる。

3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならぬ。

5 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当ときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第三十三条の九第四項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

(認定機関がした処分等に係る審査請求)

第三十三条の十二 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特定国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条

二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定機関の上級行政庁とみなす。

(公示)

第三十三条の三十一 環境大臣等は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 (略)

二 第三十三条の二十七第三項の規定による届出があつたとき。

三 第三十三条の二十七第九項の規定による許可をしたとき。

四 第三十三条の三十三において準用する第二十四条第十項の規定により環境大臣等が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の二十九第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第三十三条の三十二 第三十三条の二十五第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国(認定機関が認定関係事務を行う場合)に納めなければならない。

2 (略)

第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定機関の上級行政庁とみなす。

(公示)

第三十三条の十三 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 (略)

二 第三十三条の九第三項の規定による届出があつたとき。

三 第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。

四 第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際種関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第三十三条の十四 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国(認定機関が認定関係事務を行う場合)に納めなければならない。

2 (略)

(準用)

第三十三条の三十三 第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、第二十三条第六項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等(第三十三条の二十三第二項に規定する環境大臣等をいう。第二十四条第十項及び第十三項並びに第二十七条第一項において同じ。)」と、第二十四条第十項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、「環境省令」とあるのは「環境大臣等の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と読み替えるものとする。

第三章 生息地等の保護に関する規制

第三十六条 (略)

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)
()又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

4 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするとき(指

(準用)

第三十三条の十五 第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第九項及び第十項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣」と、第二十四条第十項中「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第三章 生息地等の保護に関する規制

第三十六条 (略)

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)
()は、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

(新設)

3 環境大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、環境省

定の変更にあつては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、その区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案（次項及び第七項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があつたときは、指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。

7 環境大臣は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 環境大臣は、指定をし、又はその変更をするときは、その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を官報で公示しなければならない。

9 指定又はその変更は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

10 (略)

11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定

令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。

6 環境大臣は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 環境大臣は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を官報で公示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

9 (略)

10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区

の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

12
（略）

（管理地区）
第三十七条（略）

2
（略）

3 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第二項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第五項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「を公衆」と、同条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」

域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

11
（略）

（管理地区）
第三十七条（略）

2
（略）

3 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第三項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4 5 10 (略)

(立入制限地区)
第三十八条 (略)

2 環境大臣は、前項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき(指定の変更にあつては、区域の拡張に限る。)は、その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。)の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 4 (略)

5 第三十六条第八項及び第九項の規定は第一項の規定による指定及びその変更並びに第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間(第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。)」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(監視地区)
第三十九条 (略)

4 5 10 (略)

(立入制限地区)
第三十八条 (略)

2 環境大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。)の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 4 (略)

5 第三十六条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(監視地区)
第三十九条 (略)

2 5 (略)

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 第三十六条第一項の規定による指定又はその変更がされた時において既に着手している行為

(実地調査)

第四十二条 環境大臣は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 4 (略)

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行うとする国の行政機関の長(第三項及び第四十八条の二において「環境大臣等」という。)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 4 (略)

(土地への立入り等)

第四十八条の二 環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地(水底を含む

2 5 (略)

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 第三十六条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

(実地調査)

第四十二条 環境大臣は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 4 (略)

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行うとする国の行政機関の長(第三項において「環境大臣等」という。)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 4 (略)

(新設)

。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

2 | 環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(新設)

3 | 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(新設)

4 | 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(新設)

5 | 環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(新設)

(損失の補償)
第四十八条の三 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 | 第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第五章 認定希少種保全動植物園等

(新設)

（希少種保全動植物園等の認定）

第四十八条の四 動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。

二 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

三 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四 前号の計画が確実に実施されると見込まれること。

五 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

氏名	二 認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地	(新設)
種名	三 前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の	(新設)
目的	四 前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の	(新設)
	五 第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項	(新設)
	六 前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という）。	(新設)
	七 前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項	(新設)
	三 環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。	(新設)
	四 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。	(新設)
	一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	(新設)
	二 第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、そ	(新設)

の取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 その役員のうち、第一号に該当する者がある者

5 環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公示しなければならない。次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があつたとき、同条第四項の規定による廃止の届出があつたとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

(変更の認定等)

第四十八条の五 前条第一項の認定を受けた動植物園等(以下「認定希少種保全動植物園等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。)は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項(同項第三号から第六号までに掲げる事項にあつては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るもの)であつて、環境省令で定めるものに限る。)を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の更新)

第四十八条の六 第四十八条の四第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(新設)

2 第四十八条の四第二項から第四項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

(新設)

3 第一項の認定の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(新設)

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(新設)

(記録及び報告)

第四十八条の七 認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならない。

(新設)

(適合命令)

(新設)

第四十八条の八 環境大臣は、認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、これらの規定に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条の九 環境大臣は、認定希少種保全動植物園等設置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四十八条の四第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定希少種保全動植物園等設置者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により第四十八条の四第一項の認定、第四十八条の五第一項の変更の認定又は第四十八条の六第一項の認定の更新を受けたとき。

三 認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

(譲渡し等の禁止等の特例)

第四十八条の十 認定希少種保全動植物園等設置者等が計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、第十二条第一項及び第五十四条第二項の規定は、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条の十一 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(取締りに従事する職員)

第五十条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八条、第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項、第十八条、第十九条第一項、第三十五条、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3 (略)

(負担金の徴収方法)

第五十二条 環境大臣が第十一条第二項、第十四条第二項若しくは第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、その負担させようとする費用(以下この条において「負担金」という。)の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。

2・5 (略)

(新設)

(新設)

第五章 雑則

(取締りに従事する職員)

第五十条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八条、第十一条第一項、第十四条、第十八条、第十九条第一項、第三十五条、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3 (略)

(負担金の徴収方法)

第五十二条 環境大臣が第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、その負担させようとする費用(以下この条において「負担金」という。)の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。

2・5 (略)

(国等に関する特例)
第五十四条 (略)

2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号から第四号までに掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第九号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 (略)

第七章 罰則

第五十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可、第十三条第一項の許可、第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新、第二十条の三第一項の登録、第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(国等に関する特例)
第五十四条 (略)

2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 (略)

第六章 罰則

第五十七条の二 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

(新設)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条、第三十三條の十二又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十七条、第二十条第七項又は第三十七条第四項の規定に違反した者

三 偽りその他不正の手段により第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付又は同条第十項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 事前登録済証に、第二十条の三第一項の登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の四第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

三 第二十条の四第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項、第三十三条の十三又は第三十三条の二十三第六項の規定による命令に違反した者

四 第三十三条の二十三第一項、第三十三条の二十四又は第三十三条第四項の規定に違反した者

五 第三十三条の二十三第一項の管理票に虚偽の事項を記載した

一 第十一条第一項、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十七条又は第三十七条第四項の規定に違反した者

三 偽りその他不正の手段により登録、事前登録、第二十条第五項の変更登録、同条第七項の登録票の書換交付又は同条第八項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

三 第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定による命令に違反した者

四 第三十八条第四項の規定に違反した者

(新設)

特別国際種事業者

六 第三十三条の二十三第二項の管理票に虚偽の事項を記載した
特定国際種事業者又は特別国際種事業者

第六十条 第二十五条第一項、第三十三条の十七第一項又は第三十
三条の二十八第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は
五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第二十六条第五項、第三十三条の十八第五項又は第三
十三条の二十九第五項の規定による個体等登録関係事務、事業登
録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、そ
の違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の
役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す
る。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の
罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十条第十一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

四 第二十条の四第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者

五 第二十条の四第二項又は第七項の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をした者

六 第二十一条、第二十二条第一項、第三十条第四項(同条第六
項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。)、第三

(新設)

第六十条 第二十五条第一項又は第三十三条の十一第一項の規定に違
反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第二十六条第五項又は第三十三条の十一第五項の規定
による登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したと
きは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員
は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の
罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を
した者

四 第二十条の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者

五 第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をした者

六 第二十一条、第二十二条第一項又は第三十条第三項(同条第
五項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。)の規

第十三条の七第一項、第三十三條の九又は第三十三條の二十三第三項から第五項までの規定に違反した者

七 第三十三條第一項（同條第二項及び第三十三條の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三十三條の十四第一項若しくは第二項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十三條第一項若しくは第三十三條の十四第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

八 偽りその他不正の手段により第三十三條の二十五第一項の認定を受けた者

九 第三十三條の二十五第四項の規定に違反した者

十 (略)

十一 第四十二條第四項又は第四十八條の二第四項の規定に違反して、第四十二條第一項又は第四十八條の二第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

十二 第四十八條の十一に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十四條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員

定に違反した者

七 第三十三條第一項（同條第二項及び第三十三條の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十三條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

八 偽りその他不正の手段により第三十三條の七第一項の認定を受けた者

九 第三十三條の七第四項の規定に違反した者

十 (略)

十一 第四十二條第四項の規定に違反して、同條第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(新設)

第六十四條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、三十万円以下の

員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第八項、第三十三條の十六第八項又は第三十三條の二十七第八項の規定に違反して、第二十四条第八項、第三十三條の十六第八項若しくは第三十三條の二十七第八項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十四条第九項、第三十三條の十六第九項又は第三十三條の二十七第九項の許可を受けずに、個体等登録関係事務、事業登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。

三 第二十七条第一項（第三十三條の二十二及び第三十三條の三十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第五十八条第一号（第十八條に係る部分に限る。）、第二号（第十七條及び第二十條第七項に係る部分に限る。）又は第三号 二千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第一号（第十八條に係る部分を除く。）若しくは

罰金に処する。

一 第二十四条第七項又は第三十三條の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若しくは第三十三條の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十四条第八項又は第三十三條の九第八項の許可を受けずに登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。

三 第二十七条第一項（第三十三條の十五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第五十八条第一号（第十八條に係る部分に限る。）、第二号（第十七條に係る部分に限る。）及び第三号 二千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第一号（第十八條に係る部分を除く。）及び第二

第二号（第三十七条第四項に係る部分に限る。）、第五十九条
、第六十二条又は第六十三条 各本条の罰金刑

2
(略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為
をした个体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職
員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十四条第六項、第三十三条の十六第六項又は第三十三条
の第二十七第六項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、
財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をし
たとき。

二 正当な理由がないのに第二十四条第七項各号、第三十三条の
十六第七項各号又は第三十三条の二十七第七項各号の規定によ
る請求を拒んだとき。

号（第三十七条第四項に係る部分に限る。）、第五十九条、第
六十二条並びに第六十三条 各本条の罰金刑

2
(略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為
をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下
の過料に処する。

一 第二十四条第五項又は第三十三条の九第五項の規定に違反し
て財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を
記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条
の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇百五十八 省 略</p>		
<p>百五十九 特別国際種事業者の登録又は国際希少野生動物種の個体等に係る登録機関、事業登録機関若しくは認定機関の登録</p>	<p>（一） 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十条の六第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
	<p>（二） 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第二十三条第一項（個体等登録機関の登録）の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇百五十八 同 上</p>		
<p>百五十九 国際希少野生動物植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録</p>	<p>（一） 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項（登録機関の登録）の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

百六十 省 略	(三) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三條の十五第一項（事業登録機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
	(四) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三條の二十六第一項（認定機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円

百六十 同 上	(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三條の八第一項（認定機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）<u>第五十七条の二</u>第一号（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）<u>第五十七條の二</u>（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、<u>第五十八條</u>第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p>

（同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三号第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第三項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第六項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五号第一項（同法第五十七条の二第一号、第五十八号第一号若しくは第二号又は第六十三号第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八号（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六号（同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三号第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三号第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第三項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五号第一項（同法第五十七条の二、第五十八号第一号若しくは第二号又は第六十三号第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八号（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六号（同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三号第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2

(略)

七

(略)

2

(略)

七

(略)

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>八十四～八十六（略）</p> <p>（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八十二（略） 八十三 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号） 第六条第二項第六号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。</p>	<p>2 （略）</p> <p>八十四～八十六（略）</p> <p>（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八十二（略） 八十三 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号） 第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。</p>